

## 支部の設置及び運営に関する規則

制定 平成 16 年 03 月 12 日 改正 平成 23 年 01 月 20 日 改正 平成 24 年 3 月 13 日

1. 適用範囲 この規則は、定款 4 2 条の定めるところにより、本会の支部の設置及び運営について適用する。
2. 支部設置の基準及び承認の手続き
  - 2.1 支部を設置しようとする場合には、地区を指定し、その地区に在住又は勤務する正会員が 3 0 名以上いなければならない。
  - 2.2 支部の設置は、正会員 1 0 名以上の発起により、その地区の正会員の過半数の賛成を得た上で、理事会の決議を経て決定する。
3. 地区区分 地区の区分は原則として以下の 8 地区とする。ただし、地区の統合と分割は妨げない。
  - (1)北海道
  - (2)東北
  - (3)関東
  - (4)中部
  - (5)関西
  - (6)中国
  - (7)四国
  - (8)九州
4. 支部の構成 支部は、地区内の会員で構成する。ただし、会員は交通の便等により、在住又は勤務する地区以外の支部を選択できるものとする。
5. 支部の役職 支部には次の役職をおく。
  - (1) 支部長 1 名
  - (2) 副支部長 2 名以内
  - (3) 幹事 3 0 名以内
6. 支部長の選任 支部長は、支部が推薦し、理事会が選任する。
7. 支部長、副支部長及び幹事の任務 支部長、副支部長及び幹事の任務は次とする
  - (1)支部長は支部を代表し会務を総括するとともに、幹事会を招集し、議長となる。また、協会が開催する支部長会に出席して意見具申等を行う。
  - (2)副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときはその職務を代行する。
  - (3)幹事は、支部の事業を遂行する。
8. 支部規則 支部の運営は、それぞれの支部規則によって行う。支部規則の制定及び変更は理事会の承認を必要とする。  
支部規則には次の事項を規定する。
  - (1)名称
  - (2)地区区分
  - (3)事業
  - (4) 支部長、副支部長及び幹事の選出方法と任期
  - (5) 幹事会に関する事項

9. 支部の事業 支部は、その地区に存在する会員の相互協力によって、協会の目的達成のために必要な事業を行う。
10. 理事会における承認事項 支部長は、次の事項を理事会に提出し、承認を受けなければならない。
  - (1)事業計画及び予算
  - (2)事業及び収支の報告
  - (3)その他追加すべき事業等
11. 事業年度 事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。
12. 支部の経理処理  
支部の経理処理は、「会計処理規則」による。
13. 支部の廃止及び統合 支部所属の正会員の数が30名未満となったときは、当該支部の存廃について理事会に諮り、理事会はこれを決議する。
14. この規則の変更は、理事会の決議を必要とする。

#### 附則

1. この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。